

報道関係者 各位

令和7年12月17日
【照会先】秋田労働局 労働基準部 監督課
課長 中島 良則
監督係 尾野 嘉祐
(電話) 018-862-6682

「建設業における災害防止集中取組月間」の監督指導結果を公表します

秋田労働局（局長 山本博之）は、管内の6労働基準監督署において、

- 令和7年7月：木造家屋建築工事現場
- 令和7年9月：建設工事現場（木造家屋建築工事現場を除く）

に対する集中的な監督指導を実施しましたので、その概要を公表します。

秋田県内の建設業では、令和7年11月末時点で、休業4日以上の労働災害が171件（前年比+31件）発生しており、秋田労働局では、令和7年12月を「建設現場年末無災害運動期間」と定め、建設現場における労働災害防止対策の徹底を図るため、引き続き、重点的な監督指導を実施することとしています（別添参照）。

【監督指導結果の概要】

1 令和7年7月：木造家屋建築工事現場（図1・2）

■ 監督指導の実施は179現場、270事業場 違反は101現場、177事業場

月間に179現場、270事業場※1に対して監督指導を実施し、うち、101現場、177事業場で、労働者の危険を防止するための措置等を定めた労働安全衛生法違反が認められました（事業場違反率65.6%）。

■ 墜落防止に関する違反が146件で最多

主な違反の内容は以下のとおり。

- 墜落防止措置に関するもの 146件
(高さ2メートル以上の箇所に足場等の作業床が設けられていない、手すりが設けられていない等)
- 足場・通路に関するもの 90件
(足場からの物体落下防止措置がとられていない、足場の最大積載荷重が表示等により周知されていない等)
- 元請の現場管理に関するもの 41件

■ 使用停止・立入禁止等行政処分を行ったのは43事業場

特に危険度の高い機械設備や作業場所が認められた27現場、43事業場で、使用停止や立入禁止等の行政処分※2を行いました。

2 令和7年9月：建設工事現場（木造家屋建築工事現場を除く）（図3・4）

■ 監督指導の実施は145現場、222事業場 違反は76現場、148事業場

月間に145現場、222事業場に対して監督指導を実施し、うち、76現場、148事業場で、労働者の危険を防止するための措置等を定めた労働安全衛生法違反が認められました（事業場違反率66.7%）。

■ 元請の現場管理に関する違反が51件で最多

主な違反の内容は以下のとおり。

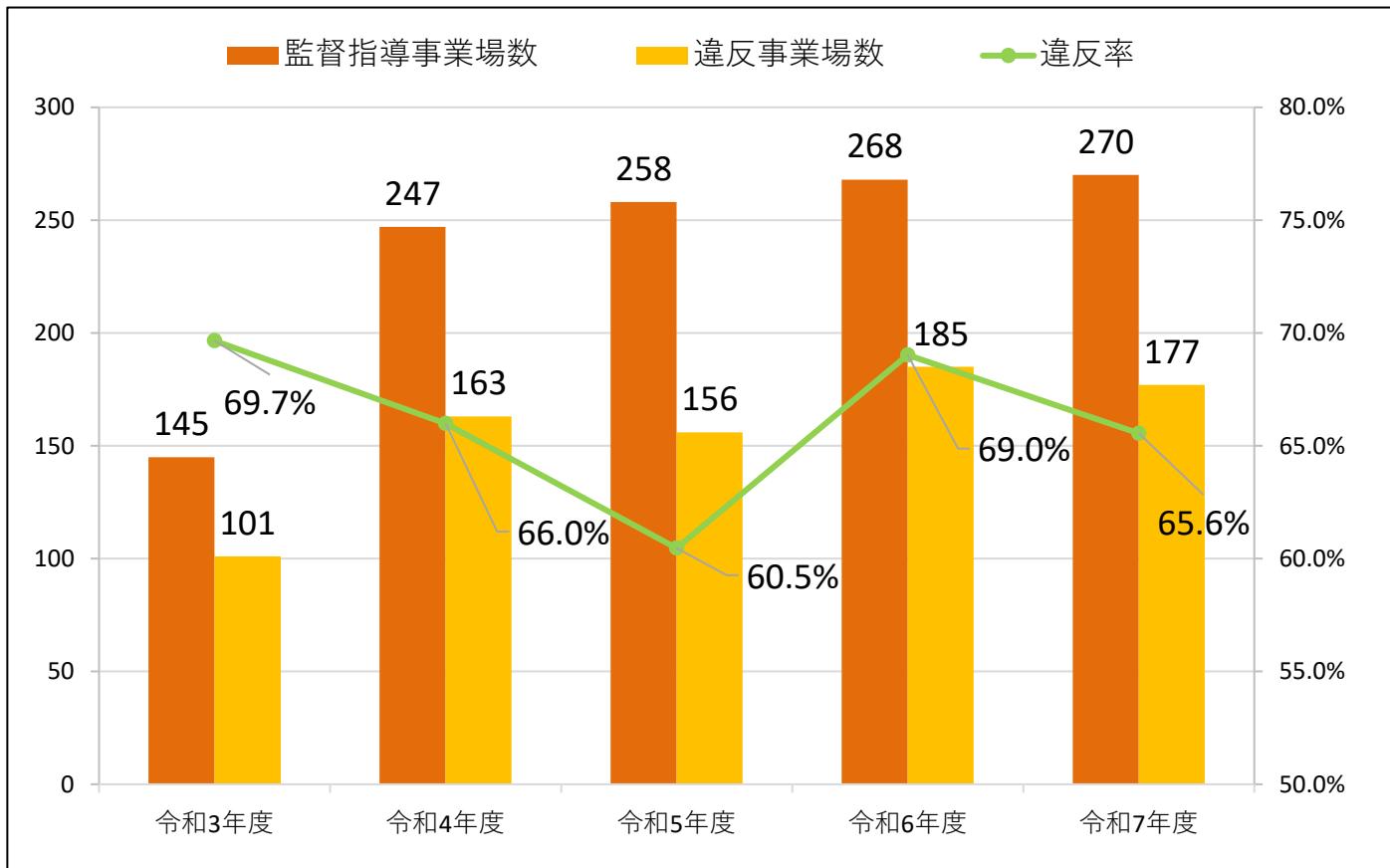
- 元請の現場管理に関するもの 51件
(作業計画を定めていない、荷のつり上げ等の使用してはならない用途に使用していた等)
- 車両系建設機械に関するもの 43件

■ 使用停止・立入禁止等行政処分を行ったのは9事業場

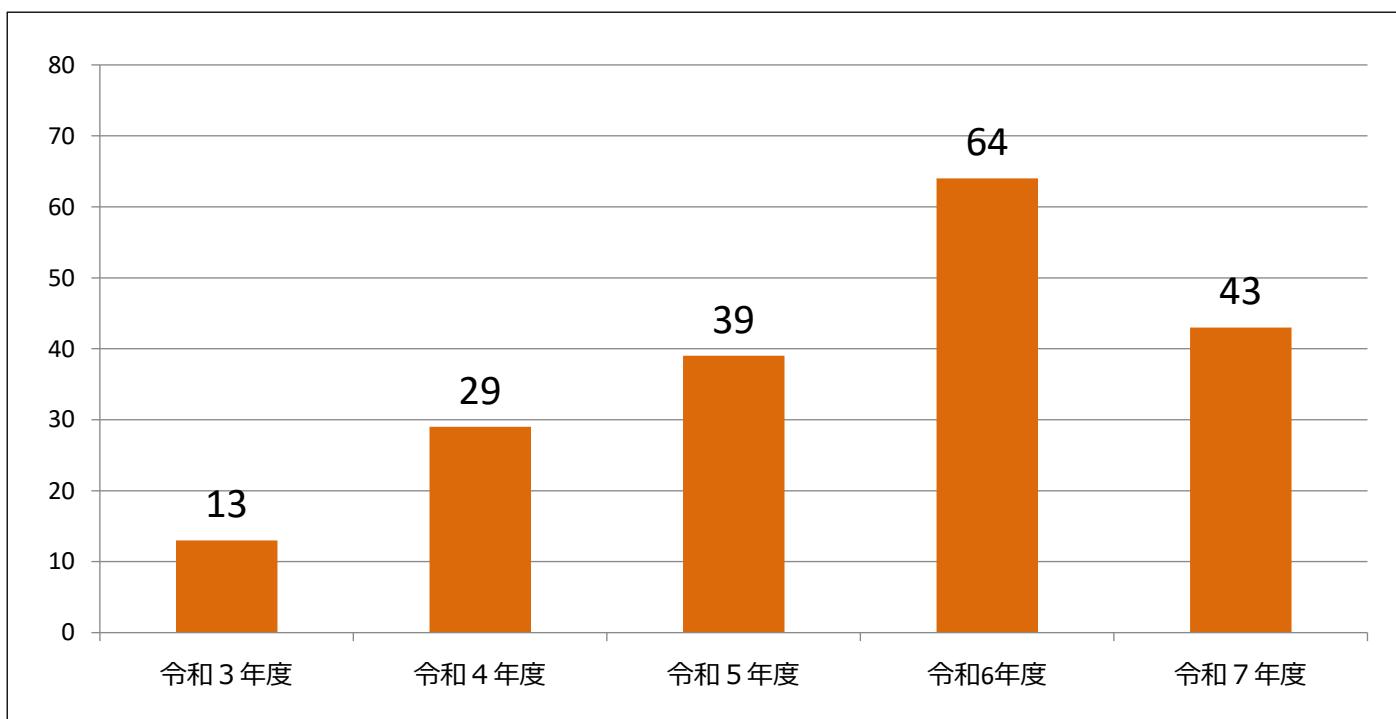
特に危険度の高い機械設備や作業場所が認められた5現場、9事業場で、使用停止や立入禁止等の行政処分を行いました。

※1 事業場数とは現場で作業する元請と下請を合わせた事業場の数ですので、1現場が1事業場とは限りません。

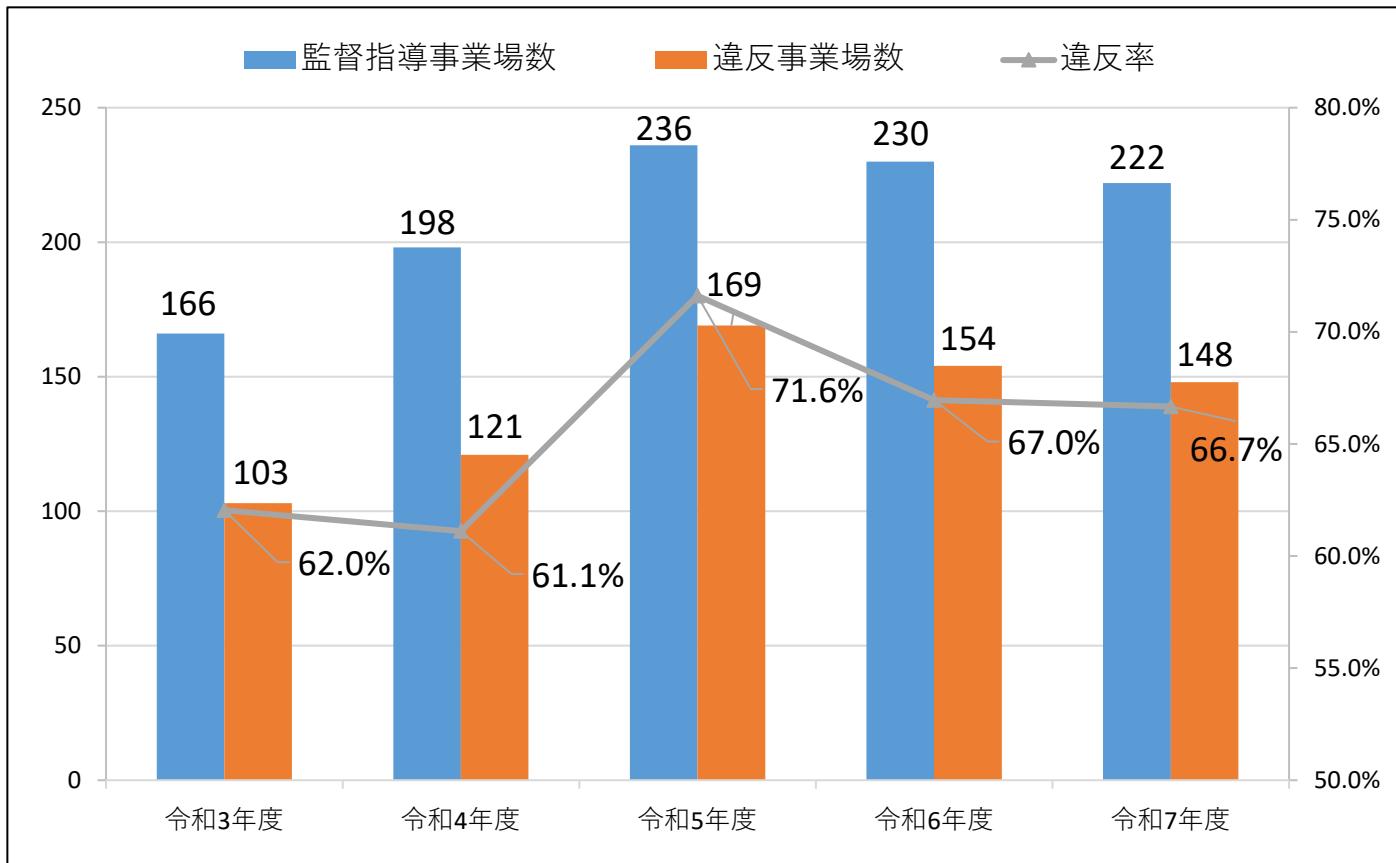
※2 特に危険な機械や作業場所等に対して労働基準監督署長が行うもので、行政処分の対象となった機械や作業場所等は、安全に作業ができることが確認されるまで、その使用や立入が禁止されます。



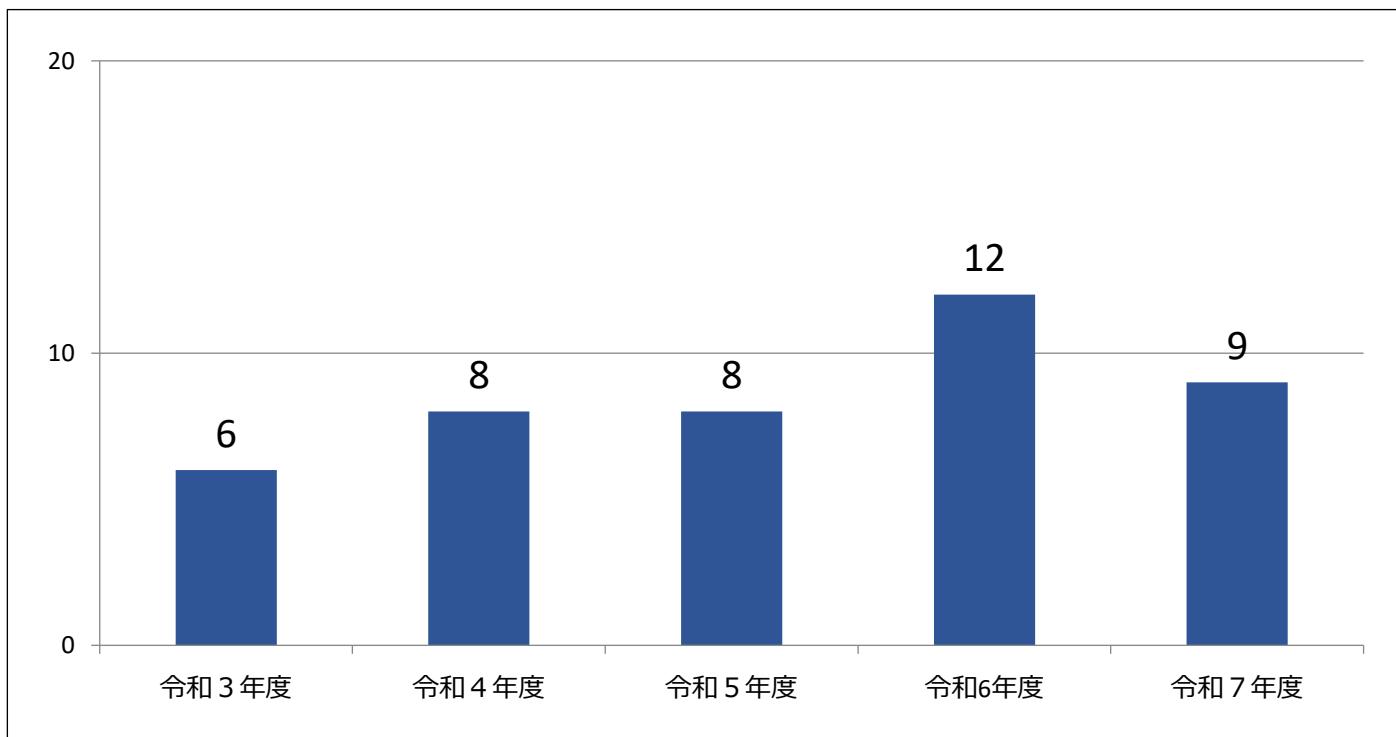
【図1】木造家屋建築工事現場に係る「建設業における災害防止集中取組月間」の
監督指導事業場数等の推移



【図2】木造家屋建築工事現場に係る「建設業における災害防止集中取組月間」の
使用停止等命令書交付事業場数の推移



【図3】建設工事現場（木造家屋建築工事現場を除く）に係る
「建設業における災害防止集中取組月間」の監督指導事業場数等の推移



【図4】建設工事現場（木造家屋建築工事現場を除く）に係る
「建設業における災害防止集中取組月間」の使用停止等命令書交付事業場数の推移